

**かながわ福祉サービス第三者評価推進機構**  
**令和元年度 評価機関・評価調査者説明会 開催要項**

**目 的** 神奈川県における福祉サービス第三者評価事業の見直しにあたり、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、県全域で共通して使用することのできる「標準となる評価基準」として、厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に示す評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドラインを使用することとしました。平成31年度からの導入に伴い、平成31年2月に推進機構認証評価機関・登録評価調査者を対象に説明会を開催いたしました。本年度説明会を下記日程にて開催いたします。

**日 時** 令和元年8月23日（金） 午後12時30分～午後4時

**会 場** 神奈川県社会福祉会館 2階 講堂（ホール）  
（〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2、「横浜駅」より徒歩15分）

**プログラム** <別紙1参照>

**対 象** 推進機構登録評価調査者（標準となる評価基準説明会未受講者）

**定 員** 120名程度（定員次第、締切）

**参加費** 無料（希望者のみ資料代別途）

**修了証の交付（登録評価調査者のみ）**

- ・ 説明会の全課程を修了した登録評価調査者に修了証を発行します。
- ・ 評価調査者の修了状況（登録No.）は、推進機構から評価機関に情報提供を行います。

※ 登録証を確認の上で修了証を交付します。当日、必ずご持参ください。

★ 本年度以降の「標準となる評価基準」による評価調査は、本説明会を修了した登録評価調査者のみ実施できます。また、説明会を修了した登録評価調査者は、「障害者グループホーム第三者評価項目研修」を修了したものとみなします。

■プログラム（予定） ※当日の状況に応じて変更することがあります。

8月23日（金）神奈川県社会福祉会館

時間	テーマ・内容	説明者・講師（予定）
12:00～	受付	
12:30～13:30	標準となる評価基準の理解 (1) 評価基準の理解と判断のポイント（共通評価）	・神奈川県立保健福祉大学 准教授 在原理恵氏 (推進機構運営委員会 委員長)
13:30～15:50 *休憩含	標準となる評価基準の理解 (2) 評価基準の理解と判断のポイント（内容評価） (3) 評価基準の理解と判断のポイント (神奈川県独自版：障害者グループホーム)	・五反田保育園園長 伊澤昭治氏 (推進機構運営委員会 副委員長) ・在原理恵氏
15:50～16:00	修了書交付	

事前学習について

・「当日資料<対象資料1><対象資料2>」をご一読の上、ご参加ください。

<別紙2参照>

留意事項

- ・原則として、30分以上の遅刻・中抜け・早退した場合は修了を認めません。やむを得ない事情が生じた場合は、事前に書面にて推進機構まで報告してください。ただし、業務多忙はやむを得ない事情として認めません。
- ・説明会当日、登録証を確認します。必ずご持参ください。（登録証の確認ができない場合、修了証を発行しない場合がありますので十分ご注意ください。）

参加申込

- ・別添の参加申込書様式により、メール、ファクスまたは持参にて推進機構宛にお申込みください。<申込締切：令和元年7月31日（水）必着>  
定員になり次第、締め切りますので、お早めにお申し込みください。

問合せ・連絡先

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構  
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館3階  
電話 045-290-7432 ファクス 045-320-4077 メール daisansya@knsyk.jp

### 当日資料について

- ・ 各自でダウンロード・印刷等の上、★印資料を当日持参してください。
- ・ 資料は、<対象資料 1 >、<対象資料 2 >になりますので次の通りご案内いたします。
- ・ 有料配布希望者を除き、ガイドライン資料は配布いたしません。 <別紙 3 参照 >

<対象資料 1 > ※全国推進組織ホームページよりダウンロードしてください。

#### 共通評価基準関連

- ・ 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
- ★福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン
- ・ 福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

### ○ダウンロード方法について

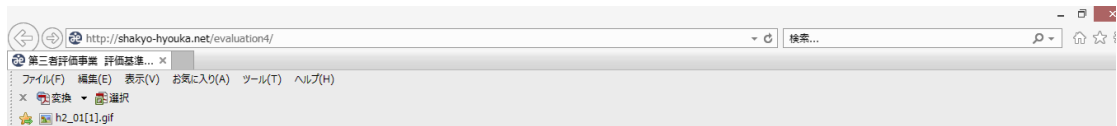
<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>

※ご注意ください

「共通評価基準ガイドライン」は、平成 30 年 4 月に改訂されています。

『参考：改正後全文（平成 31 年 4 月 1 日施行）』より、次の該当ページをご確認ください。

- P. 14～ 17 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」
- P. 18～116 「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」
- P. 117～125 「第三者評価結果の公表ガイドライン」



### 第三者評価事業 評価基準について

#### ● 評価基準ガイドライン

##### ■ 共通評価基準関連（平成30年3月26日）

- ② 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について
- ※上記対照表のうち、別紙1にかかる改正は平成30年4月1日から、別紙2にかかる改正は平成31年4月1日から適用

参考：改正後全文（平成31年4月1日施行）

##### ■ 共通評価基準関連（平成26年4月1日）

- ② 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
- ② 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン

共通評価基準関連については、  
『参考：改正後全文  
（平成 31 年 4 月 1 日施行）』  
をダウンロードしてください。

＜対象資料 2＞ ※神奈川県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードして  
ください。

＜高齢分野＞

○高齢者福祉サービス

- ・ 共通評価項目(高齢者福祉サービス版/45 項目)
- ・ 共通評価項目の判断基準ガイドライン(高齢者福祉サービス版)
- ・ 内容評価項目(高齢者福祉サービス版/20 項目)
- ★ 内容評価項目の判断基準ガイドライン(高齢者福祉サービス版)

＜障害分野＞

○障害者・児福祉サービス

- ・ 共通評価項目(障害者・児福祉サービス版/45 項目)
- ・ 共通評価項目の判断基準ガイドライン(障害者・児福祉サービス版)
- ・ 内容評価項目(障害者・児福祉サービス版/19 項目)
- ★ 内容評価項目の判断基準ガイドライン(障害者・児福祉サービス版)

○障害者グループホーム(神奈川県独自)

- ・ 共通評価項目(障害者・児福祉サービス版/45 項目)
- ・ 共通評価項目の判断基準ガイドライン(障害者・児福祉サービス版)
- ・ 内容評価項目(障害者・児福祉サービス版/19 項目)
- ★ 内容評価項目の判断基準ガイドライン(障害者・児福祉サービス版)
- ・ 自己評価細目(障害者グループホーム版/367 項目)

＜児童分野＞

○保育所

- ・ 共通評価項目(保育所版/45 項目)
- ・ 共通評価項目の判断基準ガイドライン(保育所版)
- ・ 内容評価項目(保育所版/20 項目)
- ★ 内容評価項目の判断基準ガイドライン(保育所版)

○児童館

- ・ 共通評価項目(児童館版/45 項目)
- ・ 共通評価項目の判断基準ガイドライン(児童館版)
- ・ 内容評価項目(児童館版/29 項目)
- ★ 内容評価項目の判断基準ガイドライン(児童館版)

＜保護分野＞

○救護施設

- ・ 共通評価項目(救護施設版/45 項目)
- ・ 共通評価項目の判断基準ガイドライン(救護施設版)
- ・ 内容評価項目(救護施設版/18 項目)
- ★ 内容評価項目の判断基準ガイドライン(救護施設版)

○婦人保護施設版

- ・ 共通評価項目(婦人保護施設版/45 項目)
- ・ 共通評価項目の判断基準ガイドライン(婦人保護施設版)
- ・ 内容評価項目(婦人保護施設版/24 項目)
- ★ 内容評価項目の判断基準ガイドライン(婦人保護施設版)

## ダウンロード方法について

ホームページアドレスは、<http://www.knsyk.jp/3hyouka>

神奈川県社会福祉協議会トップページ→[各種事業のご案内]→「神奈川福祉サービス第三者評価推進機構」→「第三者評価の対象となるサービス・評価項目」

ホームページ > かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 > かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のご案内

### かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

#### かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のご案内

**お知らせ**  
[評価結果をアップしました。 <<平成25年8月1日更新>>New](#)

★☆☆評価調査者の皆様へ☆☆★  
・[第1回フォローアップ研修を開催いたします。 <<平成25年7月30日更新>>](#)  
・[評価調査者と評価機関との情報交換会のお知らせです。 <<平成25年7月30日更新>>](#)  
・[平成25年度 評価調査者 登録更新対象者について](#)

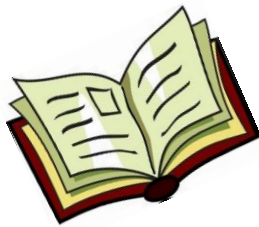
**ふくしみる ちゃん**

第三者評価とは、事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価することをいいます。第三者評価は、サービスを向上させたいと願う事業者の応援団として、利用者が自分に合った質の高い福祉サービスを選択、利用し、自分らしい生活を送ることができるようになることを目指しています。  
(→ [第三者評価とは](#))

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、県と協働して福祉サービスの第三者評価を推進しています。  
(→ [推進機構について](#))

**メニュー**

- かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のご案内
- 第三者評価とは
- 第三者評価の対象となるサービス・評価項目
- 評価機関(神奈川県の評価機関を調べる)
  - 評価機関の設立をお考えの方へ
  - 県内で活動中の評価機関の皆さまへ(各種様式)
- 評価結果
- 評価調査者とは(評価調査者になるには)
  - 推進機構に登録している評価調査者の皆さまへ(各種様式)
- 推進機構について
- メルマガ登録



### 国の評価基準ガイドライン資料の有償発送について(ご案内)

- ホームページ公表中の国基準ガイドラインについて、登録評価調査者のうち、希望者に限り、推進機構にて印刷・発送を行います。
- ご希望の方は、本申込書にて、メール、ファクスまたは持参にて推進機構宛にお申し込みの上、別添の振込用紙にて資料代 6,000 円(送料含む)をお振り込みください。
- ①申込書の提出および②資料代の入金確認ができた方から、順次発送します。  
(申込期限：令和元年7月23日(火) 申込書必着、入金確認完了)

<対象資料> ※内容詳細は、開催要項「当日資料<対象資料>」のとおり

資料概要	ページ数
1 共通評価基準関連	127
2 高齢者	182
3 障害者・児福祉サービス	173
4 保育所	155
5 児童館	136
6 救護施設	155
7 婦人保護施設	130
総ページ数	1,058

.....(切り取らずこのまま送信してください).....

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 宛  
ファクス 045-320-4077 / メール daisansya@knsyk.jp

### 国の評価基準ガイドライン資料 申込書

国基準ガイドライン資料(資料代：6,000円)を申し込みます。

登録番号	神機構—
フリガナ 氏 名	
送付先 住所	〒 —
連絡先	電 話：  メール： @

申込期限：令和元年7月23日(火)(申込書必着・入金確認完了)